

施設計画（事業計画）

事業名称	事業内容
1 取水施設整備事業	・取水施設の整備事業（取水ポンプオーバーホール等）
2 浄水施設整備事業	・浄水施設の整備事業（電機、設備計装機器等の更新）
3 水道施設再編推進事業	・厚生労働省「生活基盤施設耐震化等交付金・水道事業運営基盤強化推進事業・水道施設再編推進事業」に該当する事業。 ・水需要を踏まえ事業規模の見直しに伴い、給水区域内における配水池及び浄水場等の統合整備を行う。 ・保呂羽浄水場再構築事業 ・補助率1/3
4 配給水施設整備事業	・配水施設（配水池・増圧ポンプ等）整備事業
5 管路整備事業	・配水管路の整備事業
1 布設事業	・配水管の新規布設を行う事業。給水申込に基づき配水管を布設する。工事負担金が発生する場合がある。
2 布設替事業	・老朽管、漏水多発管路、民地内配水管解消等の配水管布設替（更新）事業。水道事業が全額負担する。
3 移設事業	・他事業（道路工事、下水道工事）等に支障となる配水管の移設事業。移設補償金が発生する場合もある。
4 管路緊急改善事業	・厚生労働省「生活基盤施設耐震化等交付金・水道施設等耐震化事業・水道管路耐震化等推進事業・水道管路緊急改善事業」に該当する事業。 ・布設後40年以上経過した基幹管路（導水管、送水管、配水本管）の更新を行う。 ・補助率1/3
6 給水メータ整備事業	・給水メータの購入費用。計量法により水道メータは8年で交換することが定められている。
7 消防設備整備事業	・消火栓の新設・更新、防火水槽の給水装置新設・更新に係る事業。消防部局からの依頼で施工。 ・全額消防部局負担。今回の計画では事業費を計上しない。

※1. 本事業計画は、設計・施工に係る金額であり、資本的支出・建設改良費は、本計画に人件費、事務費を加え調整するものとする。
また、財源の企業債については建設改良費の調整にあわせて端数整理等を含めて調整する。

※2. 事業計画外として、公用車の更新について別途見込むものとする。



